

厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく交付制限の公表について

No.	交付制限の対象となる研究者が所属する研究機関	不正行為が行われた研究事業の実施年度	研究不正の種別、概要	交付制限期間
1	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	厚生労働科学研究費補助金事業（平成29年度）	盗用 対象者は、厚生労働科学研究費補助金事業に分担研究者として参画していたが、研究代表者を含めて他の分担研究者の許諾を得ず、かつ、適切な引用を示すことなく研究報告書に記載された自身及び共同研究者の研究結果を基に論文を執筆した。 ※所属研究機関による公表 https://www.ncnp.go.jp/info/detail.php?@uid=Li8UwBRfGxnuLTRy	5年 （令和7年4月1日～令和12年3月31日）